

【z258】危険現場作業手当

支給対象業務	手当の支給を受ける者の範囲				支給額
	所属公署（※－は指定なし）	病院等	企業局	技労職	
①地上又は水面上十メートル以上の足場の不安定な箇所で行うダム、橋りょう、水門等の工事現場における監督又は検査の作業その他これに相当する作業で人事委員会規則で定めるもの（岩石採取場又は飲料水の貯水槽の立入検査の作業）に従事したとき	建設事務所、総務部文書管財総室、商工労働部産業振興総室、農林水産部の各総室、土木部の各総室、出納局、地方振興局、保健福祉事務所、農林事務所、港湾建設事務所、福島空港事務所、流域下水道建設事務所				円／日 240
②掘削中のトンネルの坑内において行う測量又は工事の検査若しくは調査の作業に従事したとき	建設事務所、農林水産部の各総室、土木部の各総室、出納局、地方振興局、農林事務所、港湾建設事務所、流域下水道建設事務所				450
③交通を遮断することなく行う道路の維持修繕等の作業に従事したとき	建設事務所、土木部の各総室、出納局、地方振興局、港湾建設事務所、福島空港事務所、流域下水道建設事務所				300
④ダムの貯水池において行う流木等の除去又は豪雨等の直後における災害状況の調査の作業に従事したとき	建設事務所、農林事務所		該当	該当	300
⑤職員が感電の危険を生じるおそれが特に著しいものとして人事委員会規則で定める程度の高圧（直流にあっては五百ボルト以上の電圧、交流にあっては三百ボルト以上の電圧）の充電回路の点検、調整又は修理の作業に従事したとき	－				290
⑥職員が起伏のある傾斜地又は劣悪な道路において、土木建設、除雪又は耕作のため人事委員会規則で定める自動車（道路運送車両法施行規則別表第一に掲げる大型特殊自動車及び小型特殊自動車）の運転の作業に従事したとき	－				310